

「農業経営基盤強化促進法に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」 新旧対照表
 (平成6年1月25日付け6構改B第1号構造改善局長通知)

改正後	改正前
<p>農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて</p> <p>第1 農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業</p> <p>1 農地保有合理化法人等に土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例(所得の800万円特別控除)</p> <p>(1) 個人が、<u>農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)</u>第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)<u>又は農地利用集積円滑化団体(法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。)(当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下「農地保有合理化法人等」という。以下同じ。))が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)</u>又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。第1の3を除き、以下同じ。)に対し、その行う農地売買等事業(法第4条第2項第1号又は同条第3項第1号口に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)のために、土地又は土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)を譲渡した場合の譲渡所得について、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)</u>第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない(措置法第34条の3第3項、<u>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「措置法令」という。)</u>第22条の9第1項第1号、<u>租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置法規則」という。)</u>第18条第4項第4号)。</p> <p>ア 土地等の買入れをする農地保有合理化法人等の当該土地等をその者が実施する農地売買等事業のため買入れたものである旨を証する書類(別紙様式第1号)</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて</p> <p>第1 農地保有合理化事業</p> <p>1 農地保有合理化法人に土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例(所得の800万円特別控除)</p> <p>(1) 個人が、<u>法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人(以下「農地保有合理化法人」という。)</u>に対し、<u>土地又は土地の上に存する権利(以下第2まで及び第3の2において「土地等」という。)</u>を譲渡した場合の譲渡所得について、<u>措置法第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のア及びイの書類を添付しなければならない(措置法第34条の3第3項、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置法規則」という。)</u>第18条第4項第4号)。</p> <p>ア 土地等の買入れをする者(農地保有合理化法人)の当該土地等をその者が実施する<u>法第4条第2項第1号に掲げる農地売買等事業(以下「農地売買等事業」という。)</u>のため買入れたものである旨を証す</p>

イ 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、都道府県知事又は市町村長の当該土地等の買入れをする者が措置法令第22条の9第1項第1号に規定する農地保有合理化法人等に該当する旨を証する書類(別紙様式第2号)

ウ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(ア) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地(以下「農地」という。)若しくは採草放牧地(以下「採草放牧地」という。)又はこれらの土地の上に存する権利(以下第1の1及び第2の2の(3)において「農地等」という。)の譲渡をした場合 次のいずれかの書類

a 農業委員会の当該農地等に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨を証する書類(農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第17条第1項に定める受理通知書又はその写しによるものとする。)

b 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画(以下「農用地利用集積計画」という。)の公告をした者(市町村)の当該農地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類(別紙様式第3号)

(イ) 開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号に規定する農業用施設の用に供することとされている土地(農地を保全し、又は耕作の用に供するために必要なかんがい排水施設、溜池、排水路、又は農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設の用に供する土地を含む。)又はこれらの土地の上に存する権利(以下第1の1及び第2の2の(3)において「未墾地等」という。)の譲渡をした場合

a 市町村長の当該土地等が農振法第8条第2項第1号の農用地区域として定められている区域(以下「農用地区域」という。)内にあり、かつ、未墾地等に該当するものである旨を証する書類(別紙様式第4号)

b 未墾地等の買入れをする農地保有合理化法人等に対し、当該未墾地等の買入れを要請している地方公共団体の長の当該未墾地等の買入れにつき当該要請をしている旨を証する書類(当該未墾地等を買入れする者が農地保有合理化法人の場合は、「農地保有合理化法人による未墾地等の取得、管理及び売渡しについて」(昭和55年7月3日付け55構改B第868号農林水産省構造改善局長通知)第1の2の(2)に規定する農地保有合理化法人において取得すべき旨の申出文書又はその写しによるも

る書類(別紙様式第1号)

[新設]

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(ア) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地(以下「農地」という。)若しくは採草放牧地(以下「採草放牧地」という。)又はこれらの土地の上に存する権利(以下第1の1及び第2の2の(3)において「農地等」という。)の譲渡をした場合 次のいずれかの書類

a 農業委員会の当該農地等に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第7号の2の届出を受理した旨を証する書類(農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第2条の8第1項に定める受理通知書又はその写しによるものとする。)

b 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画(以下「農用地利用集積計画」という。)の公告をした者(市町村)の当該農地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類(別紙様式第2号)

(イ) 開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号に規定する農業用施設の用に供することとされている土地(農地を保全し、又は耕作の用に供するために必要なかんがい排水施設、溜池、排水路、又は農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設の用に供する土地を含む。)又はこれらの土地の上に存する権利(以下第1の1及び第2の2の(3)において「未墾地等」という。)の譲渡をした場合

a 市町村長の当該土地等が農振法第8条第2項第1号の農用地区域として定められている区域(以下「農用地区域」という。)内にあり、かつ、未墾地等に該当するものである旨を証する書類(別紙様式第3号)

b 未墾地等の買入れをする者(農地保有合理化法人)に対し、当該未墾地等の買入れを要請している地方公共団体の長の当該未墾地等の買入れにつき当該要請をしている旨を証する書類(「農地保有合理化法人による未墾地等の取得、管理及び売渡しについて」(昭和55年7月3日付け55構改B第868号農林水産省構造改善局長通知)第1の2の(2)に規定する農地保有合理化法人において取得すべき旨の申出文書又はその写しによるものとする。)

のとし、当該未墾地等を買入れする者が農地利用集積円滑化団体の場合は、これに準じた文書又はその写しによるものとする。)

(2) 農地法第2条第3項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。)が、農地保有合理化法人等に対し、土地等を譲渡した場合の所得又は連結所得(措置法第2条第2項第22号に規定する連結所得をいう。以下同じ。)について、措置法第65条の5第1項又は第68条の76第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等(措置法第2条第2項第27号の2に規定する連結確定申告書等をいう。以下同じ。)に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない(措置法第65条の5第2項又は第68条の76第2項、措置令第39条の6第2項、措置法規則第22条の6第4項第4号又は第22条の68)。

2 法第13条の2第2項の協議(以下「買入協議」という。)に基づき農地保有合理化法人等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例(所得の1,500万円特別控除)

(1) 個人が、買入協議に基づき農地保有合理化法人等に法第4条第1項第1号に掲げる農用地(以下「農用地」という。)を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない(措置法第34条の2第4項、措置法令第22条の8第33項、措置法規則第17条の2第1項第30号)

ア 農用地の買入れをする農地保有合理化法人等の当該農用地をその者が買入協議に基づき買入れたものである旨を証する書類(別紙様式第5号)

イ 市町村長の当該農用地が農用地区域内にあり、かつ、当該農用地の買入れにつき法第13条の2第2項の規定による通知をしたことを証する書類(別紙様式第6号)

ウ 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、都道府県知事又は市町村長の当該土地等の買入れをする者が措置法令第22条の8第33項に規定する農地保有合理化法人等に該当する旨を証する書類(別紙様式第2号)

(2) 法人が、買入協議に基づき農地保有合理化法人等に農用地を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受け

(2) 農地法第2条第7項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。)が、農地保有合理化法人等に対し、土地等を譲渡した場合の所得又は連結所得(措置法第2条第2項第22号に規定する連結所得をいう。以下同じ。)について、措置法第65条の5第1項又は第68条の76第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等(措置法第2条第2項第27号の2に規定する連結確定申告書等をいう。以下同じ。)に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のア及びイに準じた書類を添付しなければならない(措置法第65条の5第2項又は第68条の76第2項、措置法規則第22条の6第4項第4号又は第22条の68)。

2 法第13条の2第2項の協議(以下「買入協議」という。)に基づき農地保有合理化法人等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例(所得の1,500万円特別控除)

(1) 個人が、買入協議に基づき農地保有合理化法人等に法第4条第1項第1号に掲げる農用地(以下「農用地」という。)を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のア及びイの書類を添付しなければならない(措置法第34条の2第4項、措置法規則第17条の2第1項第29号)。

ア 農用地の買入れをする者(農地保有合理化法人)の当該農用地をその者が買入協議に基づき買入れたものである旨を証する書類(別紙様式第4号)

イ 市町村長の当該農用地が農用地区域内にあり、かつ、当該農用地の買入れにつき法第13条の2第2項の規定による通知をしたことを証する書類(別紙様式第5号)

〔新設〕

(2) 法人が、買入協議に基づき農地保有合理化法人等に農用地を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けよ

ようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない(措置法第65条の4第4項又は第68条の75第4項、措置令第39条の5第34項、措置法規則第22条の5第1項第30号又は第22条の67)。

3 農地保有合理化法人等が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

(1) 農地保有合理化法人が、措置法第76条第1項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該法人が農地保有合理化法人であること、当該登記に係る農用地が法第4条第2項に規定する農地保有合理化作業の実施により買入れられたものであること及び当該農用地が農用区域内に存すること並びに当該法人が当該農用地の買入れをした日の記載があるもの(別紙様式第7号)を添付しなければならない(措置法第76条第1項、措置法規則第28条第1項)。

(2) 農地利用集積円滑化団体が、措置法第76条第2項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、当該法人が農地利用集積円滑化団体であること、当該登記に係る農用地が法第4条第3項第1号口に規定する農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業)の実施により買入れられたものであること及び当該農用地が農用区域内に存すること並びに当該法人が当該農用地の買入れをした日の記載があるもの(別紙様式第7号の2)を添付しなければならない(措置法第76条第2項、措置法規則第28条第2項)。

第2 利用権設定等促進事業等

1 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例(所得の800万円特別控除)

(1) 個人が、農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のア及びイの書類(別紙様式第8号)を添付しなければならない(措置法第34条の3第3項、措置法規則第18条第4項第6号)。

ア・イ (略)

(2)(略)

うとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のア及びイに準じた書類を添付しなければならない(措置法第65条の4第4項又は第68条の75第4項、措置法規則第22条の5第1項第29号又は第22条の67)。

3 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

農地保有合理化法人が、措置法第76条第1項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該法人が農地保有合理化法人であること、当該登記に係る農用地が法第4条第2項に規定する農地保有合理化作業の実施により買入れられたものであること及び当該農用地が農用区域内に存すること並びに当該法人が当該農用地の買入れをした日の記載があるもの(別紙様式第6号)を添付しなければならない(措置法第76条第1項、措置法規則第28条第1項)。

[新設]

第2 利用権設定等促進事業

1 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例(所得の800万円特別控除)

(1) 個人が、農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のア及びイの書類(別紙様式第7号)を添付しなければならない(措置法第34条の3第3項、措置法規則第18条第4項第6号)。

ア・イ (略)

(2)(略)

2 特定の事業用資産の買換え及び交換をした場合の所得税及び法人税の課税の特例

(1) 個人が、措置法第37条第1項の表の第13号の上欄に規定する農用地区域等(以下「農用地区域等」という。)内にある土地等(原則として譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が5年を超えるものに限る。)又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもののうち事業の用に供しているもの(以下「譲渡資産」という。)を譲渡(措置法第33条から第33条の3までの規定に該当するもの及び贈与、交換、出資又は金銭債務に係る代物弁済による譲渡を除く。)し、当該譲渡の日の属する年の12月31日までに、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域等内にある土地等で取得の日から1年以内に事業の用に供したも又は供する見込みであるもの(以下「買換資産」という。)を取得(贈与、交換又は金銭債務に係る代物弁済としての取得を除く。)した場合の譲渡所得について、措置法第37条第1項(同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。)の買換え又は同法第37条の4において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書にその旨を記載し、譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書並びに次のア及びイの書類(別紙様式第9号)を添付しなければならない(措置法第37条第6項、措置法規則第18条の5第6項第10号二)。

ア・イ (略)

(2)(略)

(3) 特定農業法人が、農用地区域等内にある土地等(当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた法第23条第2項第2号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域(以下「農用地利用改善事業の実施区域」という。)外にある土地等で農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をされるもの又は農地保有合理化法人等に対し、農地売買等事業を行うために譲渡をされる農地等又は未墾地等をいう。)又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するものを譲渡(措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。)し、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域等内にある土地等(当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。)で取得の日から1年以内に事業の用に供したも又は供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項(同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。)若しくは第68条の78第1項(同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。)の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条

2 特定の事業用資産の買換え及び交換をした場合の所得税及び法人税の課税の特例

(1) 個人が、措置法第37条第1項の表の第13号の上欄に規定する農用地区域等(以下「農用地区域等」という。)内にある土地等(原則として譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が5年を超えるものに限る。)又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもののうち事業の用に供しているもの(以下「譲渡資産」という。)を譲渡(措置法第33条から第33条の3までの規定に該当するもの及び贈与、交換、出資又は金銭債務に係る代物弁済による譲渡を除く。)し、当該譲渡の日の属する年の12月31日までに、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域等内にある土地等で取得の日から1年以内に事業の用に供したも又は供する見込みであるもの(以下「買換資産」という。)を取得(贈与、交換又は金銭債務に係る代物弁済としての取得を除く。)した場合の譲渡所得について、措置法第37条第1項(同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。)の買換え又は同法第37条の4において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書にその旨を記載し、譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書並びに次のア及びイの書類(別紙様式第8号)を添付しなければならない(措置法第37条第6項、措置法規則第18条の5第6項第10号二)。

ア・イ (略)

(2)(略)

(3) 特定農業法人が、農用地区域等内にある土地等(当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた法第23条第2項第2号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域(以下「農用地利用改善事業の実施区域」という。)外にある土地等で農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をされるもの及び農地保有合理化法人等に対し、農地売買等事業を行うために譲渡をされる農地等又は未墾地等をいう。)又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するものを譲渡(措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。)し、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域等内にある土地等(当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。)で取得の日から1年以内に事業の用に供したも又は供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項(同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。)若しくは第68条の78第1項(同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。)の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条

の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める書類（別紙様式第10号～様式第10号の5）を添付しなければならない（措置法第65条の7第5項又は第68条の7第5項、措置法令第39条の7第16項第3号又は第39条の106第7項第3号、措置法規則第22条の7第8項第12号口及び八並びに同項第13号二又は第22条の69第6項第12号口及び八並びに同項第13号二）。

ア 措置法第65条の7第1項の表の第14号の上欄又は第68条の7第1項の表の第14号の上欄に掲げる譲渡資産に係るもの 次に定める書類

（ア）（略）

（イ）当該特定農用地利用規程の認定を行った市町村長の当該譲渡資産の所在地が農用地区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外である旨を証する書類（別紙様式第10号）

（ウ）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

a 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合 次のいずれかの書類

（a）当該土地等に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第10号の2）

（b）（略）

b 農地保有合理化法人等に対し農地売買等事業を行うために土地等（農地等又は未墾地等に限る。）の譲渡をした場合 次に定める書類

（a）当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等の当該土地等を当該農地売買等事業のため買入れたものである旨を証する書類（別紙様式第10号の3）

（b）当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、都道府県知事又は市町村長の当該土地等の買入れをする者が措置法令第39条の7第16項第3号又は第39条の106第7項第3号に規定する農地保有合理化法人等に該当する旨を証する書類（別紙様式第10号の4）

（c）当該土地等の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

当該土地等のうち農地等 次のいずれかの書類

の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める書類（別紙様式第9号～様式第9号の4）を添付しなければならない（措置法第65条の7第5項又は第68条の7第5項、措置法規則第22条の7第8項第12号口及び八並びに第13号二又は第22条の69第6項第12号口及び八並びに第13号二）。

ア 措置法第65条の7第1項の表の第14号の上欄又は第68条の7第1項の表の第14号の上欄に掲げる譲渡資産に係るもの 次に定める書類

（ア）（略）

（イ）当該特定農用地利用規程の認定を行った市町村長の当該譲渡資産の所在地が農用地区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外である旨を証する書類（別紙様式第9号）

（ウ）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

a 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合 次のいずれかの書類

（a）当該土地等に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第9号の2）

（b）（略）

b 農地保有合理化法人に対し農地売買等事業を行うために土地等（農地等又は未墾地等に限る。）の譲渡をした場合 次に定める書類

（a）当該土地等の買入れをする当該農地保有合理化法人の当該土地等を当該農地売買等事業のため買入れたものである旨を証する書類（別紙様式第9号の3）

〔新設〕

（b）当該土地等の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

当該土地等のうち農地等 次のいずれかの書類

- () 農業委員会の当該土地等に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨を証する書類(農地法施行規則第17条第1項に定める受理通知書又はその写しによるものとする。)
- () 農用地利用集積計画の公告をした者(市町村)の当該土地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類(別紙様式第10号の2) 当該土地等のうち未墾地等 次に定める書類
- () 市町村長の当該土地等が未墾地等に該当するものである旨を証する書類(別紙様式第10号の5)
- () 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等に対し、当該土地等の買入れを要請している地方公共団体の長の当該土地等の買入れにつき当該要請をしている旨を証する書類(第1の1の(1)のウの(イ)のbに準ずる。)

イ 措置法第65条の7第1項の表の第14号の下欄又は第68条の7第1項の表の第14号の下欄に掲げる買換資産に係るもの 次に定める書類

(ア) 市町村長の当該買換資産の所在地が農用地区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類(別紙様式第10号)

(イ) 次のいずれかの書類

- a 当該買換資産に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者(市町村)の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類(別紙様式第10号の2)
- b (略)

3 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

(1) 農業を営む者で措置法第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準(租税特別措置法施行令第42条の5第1項の農林水産大臣が定める基準を定める件(平成19年3月30日農林水産省告示第399号)第一号から第四号に規定する基準をいう。以下同じ。)を満たすものが、利用権設定等促進事業により農用地又は法第4条第1項第2号に掲げる木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(以下「混牧林地」という。)若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合(当該農用地又は混牧林地の附帯地として農業用排水施設、農業用道路その他これらの土地の保

- () 農業委員会の当該土地等に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第7号の2の届出を受理した旨を証する書類(農地法施行規則第2条の8第1項に定める受理通知書又はその写しによるものとする。)

() 農用地利用集積計画の公告をした者(市町村)の当該土地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類(別紙様式第9号の2) 当該土地等のうち未墾地等 次に定める書類

() 市町村長の当該土地等が未墾地等に該当するものである旨を証する書類(別紙様式第9号の4)

() 当該土地等の買入れをする当該農地保有合理化法人に対し、当該土地等の買入れを要請している地方公共団体の長の当該土地等の買入れにつき当該要請をしている旨を証する書類(第1の1の(1)のイの(イ)のbに準ずる。)

イ 措置法第65条の7第1項の表の第14号の下欄又は第68条の7第1項の表の第14号の下欄に掲げる買換資産に係るもの 次に定める書類

(ア) 市町村長の当該買換資産の所在地が農用地区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類(別紙様式第9号)

(イ) 次のいずれかの書類

- a 当該買換資産に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者(市町村)の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類(別紙様式第9号の2)
- b (略)

3 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

(1) 農業を営む者で租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「措置法令」という。)第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準(租税特別措置法施行令第42条の5第1項の農林水産大臣が定める基準を定める件(平成19年3月30日農林水産省告示第399号。以下「告示」という。)第一号から第四号に規定する基準をいう。以下同じ。)を満たすものが、利用権設定等促進事業により農用地又は法第4条第1項第2号に掲げる木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(以下「混牧林地」という。)若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合(当

全又は利用上必要な施設の用に供される土地を取得した場合を含む。以下同じ。)の所有権の移転登記について、措置法第77条第1項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が措置法令第42条の5第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地の取得に係る農用地利用集積計画の公告の日及び当該土地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第11号)を添付しなければならない(措置法第77条第1項、措置法規則第28条の2第1項及び第2項)。

なお、市町村は嘱託登記をするに当たって、嘱託書に当該証明書を添付して所有権移転の登記の嘱託をすることとなる。

(2) 農業を営む者で措置法令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たすものが、農地利用集積円滑化事業(法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業(同項第1号イに規定する農地所有者代理事業に限る。))をいう。)により、農用地又は混牧林地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合の所有権の移転登記について、措置法第77条第2項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が措置法令第42条の5第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が農地利用集積円滑化事業により取得されたものであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第12号)を添付しなければならない(措置法第77条第2項、措置法規則第28条の2第3項)。

(3) 農林水産大臣が定める基準については、次の点について、留意するものとする。
ア・イ (略)

第3 遊休農地に関する措置に係る税制の特例

[削る。]

該農用地又は混牧林地の附帯地として農業用排水施設、農業用道路その他これらの土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地を取得した場合を含む。)の所有権の移転登記について、措置法第77条に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が措置法令第42条の5第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地の取得に係る農用地利用集積計画の公告の日及び当該土地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第10号)を添付しなければならない(措置法第77条、措置法規則第28条の2)。

なお、市町村は嘱託登記をするに当たって、嘱託書に当該証明書を添付して所有権移転の登記の嘱託をすることとなる。

[新設]

(2) 農林水産大臣が定める基準については、次の点について、留意するものとする。
ア・イ (略)

第3 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置に係る税制の特例

1 特定農業法人に土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例(所得の800万円特別控除)
(1) 個人が、法第27条の3第1項に規定する勧告(以下「勧告」という。)

に係る協議により特定農業法人に対し、土地等（法第6条第2項第5号イに規定する要活用農地で法第27条の2第1項の規定による通知に係るものに限る。以下第3の1及び3において「特定遊休農地」という。）を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に市町村長の当該特定遊休農地が農用区域内にある土地等に該当するものである旨、当該特定遊休農地につき勧告をした旨、当該勧告に係る法第27条の3第2項に規定する協議を行う者として当該特定農業法人を定めた旨及び当該特定遊休農地の譲渡が措置法第34条の3第2項第3号に規定する譲渡に該当するものである旨を証する書類（別紙様式第11号）を添付しなければならない（措置法第34条の3第3項、措置法規則第18条第4項第7号）。

（2）農業生産法人が、勧告に係る協議により特定農業法人に対し、特定遊休農地を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の5第1項又は第68条の7第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに（1）に準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の5第2項又は第68条の7第2項、措置法規則第22条の6第4項第6号又は第22条の68）。

1 特定農業法人が特定の資産の買換え及び交換をした場合の法人税の課税の特例

特定農業法人が、農用区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をされるもの又は農地保有合理化法人等に対し、農地売買等事業を行うために譲渡をされる農地等又は未墾地等をいう。）又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するものを譲渡（措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。）し、農地法第35条第2項の遊休農地（同法第32条第1項の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。）があった農地をいう。2において同じ。）の所有権の移転等に関する協議（以下「遊休農地の所有権の移転等に関する協議」という。）により農用区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。）で取得の日から1年以内に事業の用に供したのもの又は供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項（同条第3項又は同法第65条の8において準用する

2 特定農業法人が特定の資産の買換え及び交換をした場合の法人税の課税の特例

特定農業法人が、農用区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をされるもの及び農地保有合理化法人に対し、農地売買等事業を行うために譲渡をされる農地等又は未墾地等をいう。）又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するものを譲渡（措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。）し、勧告に係る協議により農用区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。）で取得の日から1年以内に事業の用に供したのもの又は供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項（同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。）若しくは第68条の78第1項（同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。）の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書

場合を含む。)若しくは第68条の78第1項(同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。)の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付しなければならない(措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、措置法令第39条の7第16項第3号又は第39条の106第7項第3号、措置法規則第22条の7第8項第12号口及び八並びに同項第13号ホ又は第22条の69第6項第12号口及び八並びに同項第13号ホ)。

(1)(略)

(2) 措置法第65条の7第1項の表の第14号の下欄又は第68条の78第1項の表の第14号の下欄に掲げる買換資産に係るもの 次に定める書類

ア 市町村長の当該買換資産の所在地が農用区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類(別紙様式第10号)

イ 次のいずれかの書類

(ア) 市町村長の当該買換資産の取得につき勧告に係る協議を行う旨の通知をした旨を証する書類(別紙様式第13号)

(イ)(略)

2 特定農業法人が遊休農地の所有権の移転等に関する協議により遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

特定農業法人が、措置法第76条第3項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての農業委員会の証明書で、当該法人が特定農業法人であること、当該登記に係る遊休農地が遊休農地の所有権の移転等に関する協議により取得されたものであること及び当該遊休農地が農用区域内に存すること並びに当該特定農業法人が当該遊休農地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第14号)を添付しなければならない(措置法第76条第3項、措置法規則第28条第3項)。

[削る。]

等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付しなければならない(措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、措置法規則第22条の7第8項第12号口及び八並びに第13号ホ又は第22条の69第6項第12号口及び八並びに第13号ホ)。

(1)(略)

(2) 措置法第65条の7第1項の表の第14号の下欄又は第68条の78第1項の表の第14号の下欄に掲げる買換資産に係るもの 次に定める書類

ア 市町村長の当該買換資産の所在地が農用区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類(別紙様式第9号)

イ 次のいずれかの書類

(ア) 市町村長の当該買換資産の取得につき勧告に係る協議を行う旨の通知をした旨を証する書類(別紙様式第12号)

(イ)(略)

3 特定農業法人が法第27条の3第3項の特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議(以下「特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議」という。)により特定遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

特定農業法人が、措置法第76条第2項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、当該法人が特定農業法人であること、当該登記に係る特定遊休農地が特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議により取得されたものであること及び当該特定遊休農地が農用区域内に存すること並びに当該特定農業法人が当該特定遊休農地を取得した日の記載があるもの(別紙様式第13号)を添付しなければならない(措置法第76条第2項、措置法規則第28条第2項)。

第4 農業経営改善計画を実施する者の機械等に係る所得税及び法人税の課税の特例(割増償却)

1 割増償却の適用を受けるための添付書類

- (1) 青色申告書を提出する個人（法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に係る同条第4項の認定（以下「農業経営改善計画の認定」という。）を受けるときに現に農業を営む者に限る。）が、措置法第13条の3第1項第1号に掲げる農業用の機械等（以下「農業用の機械等」という。）について、同項に規定する減価償却資産の償却費として事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額の計算の特例（以下「所得税の割増償却」という。）の適用を受けようとする場合は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付しなければならない（措置法第13条の3第1項第1号並びに措置法規則第5条の23第1項各号及び第6項第1号）。
- ア 農業経営をする農用地面積の拡大をした場合（措置法第13条の3第1項第1号イ） 次の（ア）及び（イ）に掲げる年の区分に応じ、当該年の確定申告書にそれぞれ次に定める書類
- （ア）所得税の割増償却の特例を受けようとする年 農業委員会の当該個人が措置法第13条の3第1項第1号イに掲げる要件を満たす者である旨を証する書類（別紙様式第14号）
- （イ）農業経営改善計画の認定及び法第12条の2第1項の規定による農業経営改善計画の変更の認定（以下「農業経営改善計画変更の認定」という。）があった日の属する年以後最初に所得税の割増償却の適用を受けようとする年 農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定の申請書（法第12条第2項各号に掲げる事項の記載のあるものに限る。以下「農業経営改善計画認定申請書」という。）の写し並びに市町村から交付を受けた農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定をした旨を証する書類（以下「農業経営改善計画認定書」という。）の写し
- イ 果樹又は茶樹を栽培する農用地面積の拡大をした場合（措置法第13条の3第1項第1号ロ） 次の（ア）及び（イ）に掲げる年の区分に応じ、当該年の確定申告書にそれぞれ次に定める書類
- （ア）所得税の割増償却の特例を受けようとする年 農業委員会の当該個人が措置法第13条の3第1項第1号ロに掲げる要件を満たす者である旨を証する書類（別紙様式第15号）
- （イ）農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定があった日の属する年以後最初に所得税の割増償却の適用を受けようとする年 アの（イ）に定める書類
- ウ 施設園芸（措置法第13条の3第1項第1号ハに規定する施設園芸をいう。以下同じ。）の用に供する施設（措置法規則第5条の23第2項に規定する施設をいう。以下「園芸用施設」という。）の敷地の用に供される土地面積の拡大をした場合（措置法第13条の3第1項第1号ハ） 次の（ア）及び（イ）に掲げる年の区分に応じ、当該年の確定申告書にそれぞれ次に定める書類

(ア) 所得税の割増償却の特例を受けようとする年 農業委員会の当該個人が措置法第13条の3第1項第1号八に掲げる要件を満たす者である旨を証する書類(別紙様式第16号)

(イ) 農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定があった日の属する年以後最初に所得税の割増償却の適用を受けようとする年 アの(イ)に定める書類

エ 畜舎(措置法第13条の3第1項第1号二に規定する畜舎をいう。以下同じ。)の床面積の拡大をした場合又は乳用牛(措置法令第6条の10第10項に規定する乳用牛をいう。以下同じ。)の数の拡大をし、かつ、畜産用の施設(措置法令第6条の10第12項及び措置法規則第5条の23第3項に規定する畜産用の施設をいう。以下同じ。)の取得、製作若しくは建設をした場合(措置法第13条の3第1項第1号二) 次の(ア)及び(イ)に掲げる年の区分に応じ、当該年の確定申告書にそれぞれ次に定める書類

(ア) 所得税の割増償却の特例を受けようとする年 市町村長の当該個人が措置法第13条の3第1項第1号二に掲げる要件を満たす者である旨を証する書類(畜舎の床面積の拡大に係る要件にあっては別紙様式第17号、乳用牛の数の拡大及び畜産用の施設の取得、製作又は建設に係る要件にあっては別紙様式第18号)

(イ) 農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定があった日の属する年以後最初に所得税の割増償却の適用を受けようとする年 アの(イ)に定める書類

(2) 青色申告書を提出する個人(農業経営改善計画の認定後新たに農業を開始した者に限る。)が、農業用の機械等について所得税の割増償却の適用を受けようとする場合は、次のア及びイに掲げる年の区分に応じ、当該年の確定申告書にそれぞれ次に定める書類を添付しなければならない(措置法第13条の3第1項第2号、措置法規則第5条の23第4項及び第6項第1号)。

ア 所得税の割増償却の特例を受けようとする年 農業委員会の当該個人が農業経営改善計画に従って取得等(措置法第13条の3第1項第1号イに規定する取得等をいう。)をした農用地において農業を開始した者である旨を証する書類(別紙様式第19号)

イ 農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定があった日の属する年以後最初に所得税の割増償却の適用を受けようとする年 (1)のアの(イ)に定める書類

(3) 青色申告書を提出する農業生産法人が、措置法第46条の3第1項第1号又は第68条の32第1項第1号に掲げる農業用の機械等について、同法第46条の3第1項又は第68条の32第1項に規定する減価償却資産に係る償却限度額の特例(以下「法人税の割増償却」という。)の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に(1)

に準じた書類を添付しなければならない（措置法第46条の3第1項第1号又は第68条の32第1項第1号、措置法規則第20条の19第1項各号及び第5項第1号又は第22条の40第1項各号及び第5項第1号）。

2 証明の事務処理に当たって留意すべき事項

(1) 農業委員会が、措置法規則第5条の23第1項第1号から第3号まで若しくは第4項又は第20条の19第1項第1号から第3号まで若しくは第22条の40第1項第1号から第3号までの規定に基づき証明を行うに当たっては、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項に留意すること。

ア 1の(1)のアの(ア)の証明（農業経営をする農用地面積の拡大をした者に対する証明をいう。）を行う場合（1の(3)で準用する場合を含む。）次に掲げる事項

(ア) 農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定があった年月日について証明を行うに当たっては、市町村の農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定を担当する部局と調整を行うこと。

(イ) 次に掲げる事項について証明を行うに当たっては、市町村の農用地利用集積計画の作成及び公告を担当する部局と調整を行う（農地法第3条第1項による許可に係る事由を証明するものを除く。）ほか、要すれば現地調査等により確認をすること。

a 証明願の申請者（以下「申請者」という。）が取得（措置法第13条の3第1項第1号イ又は第46条の3第1項第1号イ若しくは第68条の32第1項第1号イに規定する取得をいう。以下同じ。）をした所有権又は取得をし、若しくは設定（措置法第13条の3第1項第1号イ又は第46条の3第1項第1号イ若しくは第68条の32第1項第1号イに規定する設定をいう。以下同じ。）を受けた使用収益権（措置法第13条の3第1項第1号イ又は第46条の3第1項第1号イ若しくは第68条の32第1項第1号イに規定する使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権）をいう。以下同じ。）の別（以下「取得等をした権利の別」という。）及び当該所有権若しくは使用収益権の取得をし、又は当該使用収益権の設定を受けた年月日（以下「権利の取得等をした年月日」という。）

b 申請者が権利の取得等（措置法第13条の3第1項第1号イ又は第46条の3第1項第1号イ若しくは第68条の32第1項第1号イに規定する所有権又は使用収益権の取得等をいう。以下ウまでにおいて同じ。）をした農用地の地目、面積及び所在地（以下「地目等の明細」という。）並びに当該農用地の所有権

若しくは使用収益権の譲渡をし、又は当該農用地に使用収益権の設定をした者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下「譲渡者の氏名等」という。）

(ウ)申請者の措置法令第6条の10第5項又は第29条の3第3項若しくは第39条の6第1第3項に規定する供用農用地（以下「供用農用地」という。）の面積について証明を行うに当たっては、市町村の農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定を担当する部局と調整を行い、農業経営改善計画認定申請書等により確認をすること。

(エ)農用地を譲渡して代替地を取得した場合等、申請者が権利の取得等をした農用地又は申請者の供用農用地の面積が農業経営改善計画の認定後又は農業経営改善計画変更の認定後において減少した場合は、その減少面積を権利の取得等をした農用地の面積から差し引いた面積が、措置法令第6条の10第5項又は第29条の3第3項若しくは第39条の6第1第3項に定める面積を超えている必要があることに留意すること。

(オ)申請者が権利の取得等をした農用地及び申請者の供用農用地が2以上の農業委員会の管轄する地域にわたる場合は、自らの管轄する地域内における部分の証明をすることとなるが、当該証明を行うに当たっては、申請者から事情聴取を行うとともに、管轄区域外の権利の取得等をした農用地及び供用農用地が所在する区域を管轄する農業委員会と調整を行い、措置法第13条の3第1項第1号イ又は第46条の3第1項第1号イ若しくは第68条の3第2第1項第1号イに規定する農用地の面積の合計が措置法令第6条の10第5項又は第29条の3第3項若しくは第39条の6第1第3項に定める面積の要件を満たしていることを確認すること。

また、申請者が自らの管轄する地域の市町村以外の市町村において農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定を受けている場合は、申請者から農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書の提示を求める等により申請者が当該要件を満たしていることを確認すること。

イ 1の(1)のイの(ア)の証明（果樹又は茶樹を栽培する農地面積の拡大をした者に対する証明）を行う場合（1の(3)で準用する場合を含む。）次に掲げる事項

(ア)農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定があった年月日について証明を行うに当たっては、アの(ア)に掲げる調整を行うこと。

(イ)申請者が取得等をした権利の別及び権利の取得等をした年月日並びに譲渡者の氏名等について証明を行うに当たっては、アの

- (イ) に掲げる調整を行うこと（農地法第3条第1項による許可に係る事由を証明するものを除く。）
- (ウ) 次に掲げる事項について証明を行うに当たっては、(ア) 及び(イ) に掲げる調整を行うとともに、申請者から事情聴取（申請者の果樹共済の園地台帳兼植栽図（「果樹共済引受要綱」（昭和56年4月23日付け56農経B第999号農林水産省経済局長通達）に基づく園地台帳兼植栽図をいう。）又は茶共済園地台帳（茶共済事務取扱要領（昭和56年11月11日付け56農経B第3407号農林水産省経済局長通達）に基づく茶共済園地台帳をいう。）等による確認を含む。）を行うほか、要すれば現地調査等により確認をすること。
- a 申請者が権利の取得等をした農用地で果樹又は茶樹が栽培されているもの（以下「権利の取得等をした果樹園等」という。）に係る地目等の明細
- b 申請者が所有権又は使用収益権を有する農用地で栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したもの（以下「果樹等に転換した農用地」という。）の地目等の明細及びその転換をした年月日
- (エ) 申請者が農業経営改善計画の認定を受ける時において営む果樹又は茶樹の栽培に係る農業の用に供している農用地（以下「供用果樹園等」という。）の面積について証明を行うに当たっては、(ア) に掲げる調整を行い、農業経営改善計画認定申請書等により確認をすること。
- (オ) 申請者が権利の取得等をした果樹園等若しくは申請者が果樹等に転換した農用地又は申請者の供用果樹園等の面積が農業経営改善計画の認定後又は農業経営改善計画変更の認定後において減少した場合は、その減少面積を権利の取得等をした果樹園等又は果樹等に転換した農用地の面積から差し引いた面積が、措置法令第6条の10第6項又は第29条の3第4項若しくは第39条の61第4項に定める面積を超えている必要があることに留意すること。
- (カ) 申請者が権利の取得等をした果樹園等及び申請者が果樹等に転換した農用地並びに申請者の供用果樹園等が2以上の農業委員会の管轄する地域にわたる場合又は申請者が自らの管轄する地域の市町村以外の市町村において農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定を受けている場合は、アの(オ) に準じて行うこと。
- ウ 1の(1)のウの(ア)の証明（施設園芸の用に供する施設（園芸用施設）の敷地面積の拡大をした者に対する証明）を行う場合（1の(3)で準用する場合を含む。）次に掲げる事項
- (ア) 農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定があ

った年月日について証明を行うに当たっては、アの（ア）に掲げる調整を行うこと。

（イ）次に掲げる事項について証明を行うに当たっては、（ア）に掲げる調整を行うとともに、申請者から事情聴取（申請者の園芸施設共済の加入申込書及び加入承諾書（「園芸施設共済事務取扱要領」（昭和54年3月30日付け54農経B第871号農林水産省経済局長通達）に基づく加入申込書及び承諾書をいう。）申請者の園芸用施設の取得又は製作若しくは建設に係る領収書、当該施設の登記済証等による確認を含む。）を行うほか、要すれば現地調査等により確認をすること。

a 申請者が取得又は製作若しくは建設をした園芸用施設（以下「取得等をした園芸用施設」という。）の種類、構造及び所在地並びに当該施設の敷地の用に供されている土地の面積（以下「設置面積」という。）

b 申請者が園芸用施設を取得又は製作若しくは建設した年月日

（ウ）申請者が農業経営改善計画の認定を受ける時において有する園芸用施設（以下「供用園芸用施設」という。）の敷地の設置面積について証明を行うに当たっては、（ア）に掲げる調整を行い、農業経営改善計画認定申請書等により確認をすること。

（エ）申請者が取得等をした園芸用施設の設置面積又は申請者の供用園芸用施設の設置面積が農業経営改善計画の認定後又は農業経営改善計画変更の認定後において減少した場合は、その減少面積を取得等をした園芸用施設の設置面積から差し引いた面積が、措置法令第6条の10第7項又は第29条の3第5項若しくは第39条の61第5項に定める面積を超えている必要があることに留意すること。

（オ）申請者が取得等をした園芸用施設及び申請者の供用園芸用施設が2以上の農業委員会の管轄する地域に所在する場合又は申請者が自らの管轄する地域の市町村以外の市町村において農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定を受けている場合は、アの（オ）に準じて行うこと。

エ 1の（2）のアの証明（新たに農業を開始した者に対する証明）を行う場合 次に掲げる事項

（ア）アの（ア）及び（イ）に掲げる事項について証明を行うに当たっては、それぞれアの（ア）及び（イ）に掲げる調整を行うこと。

（イ）申請者が権利の取得等（措置法第13条の3第1項第1号イに規定する所有権又は使用収益権の取得等をいう。以下エにおいて同じ。）をした農用地において農業を開始した年月日について証明を行うに当たっては、申請者から事情聴取を行うほか、要すれば現地調査等により確認をすること。

(ウ)申請者が権利の取得等をした農用地が2以上の農業委員会の管轄する地域にわたる場合又は申請者が自らの管轄する地域の市町村以外の市町村において農業経営改善計画の認定及び農業経営改善計画変更の認定を受けている場合は、アの(オ)に準じて行うこと。

(2)市町村長が、措置法規則第5条の23第1項第4号及び第5号又は第20条の19第1項第4号及び第5号若しくは第22条の40第1項第4号及び第5号の規定に基づき証明を行うに当たっては、次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項に留意すること。

ア 1の(1)のエの(ア)の証明のうち畜舎の床面積の拡大をした者に対する証明を行う場合(1の(3)で準用する場合を含む。)次に掲げる事項

(ア)次に掲げる事項について証明を行うに当たっては、農業経営改善計画認定申請書等により確認するとともに、申請者から事情聴取(畜舎の登記済証、設計図等による確認を含む。)を行うほか、要すれば現地調査等により確認をすること。

a 申請者が取得又は建設をした畜舎(以下「取得等をした畜舎」という。)の種類、構造、床面積及び所在地並びにその取得又は建設をした年月日

b 申請者が農業経営改善計画の認定を受ける時において有する畜舎で当該計画認定時においてaの畜舎と同一の種類の家畜に係るもの(以下「供用畜舎」という。)の床面積

(イ)申請者が取得等をした畜舎の床面積又は申請者の供用畜舎の床面積が農業経営改善計画の認定後又は農業経営改善計画変更の認定後において減少した場合は、その減少面積を取得等をした畜舎の床面積から差し引いた面積が措置法令第6条の10第9項又は第29条の3第7項若しくは第39条の61第7項に定める面積を超えている必要があることに留意すること。

(ウ)証明の対象となる畜舎は不動産登記法(平成16年法律第123号)に基づく建物の表示の登記がなされているものに限定されているので留意すること。

(エ)申請者が取得等をした畜舎及び申請者の供用畜舎の所在地が2以上の市町村の地域にわたる場合は、自らの管轄する地域内における部分の証明をすることとなるが、当該証明を行うに当たっては、申請者から事情聴取を行うとともに、管轄区域外の取得等をした畜舎及び供用畜舎が所在する区域を管轄する市町村長と調整を行い、措置法第13条の3第1項第1号二又は第46条の3第1項第1号二若しくは第68条の32第1項第1号二に規定する畜舎の床面積の合計が措置法令第6条の10第9項又は第29条の3第7項若しくは第39条の61第7項に定める面積の要件を

満たしていることを確認すること。

また、申請者が他の市町村において農業経営改善計画の認定を受けている場合は、申請者から農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書の提示を求める等により申請者が当該要件を満たしていることを確認すること。

イ 1の(1)のエの(ア)の証明のうち乳用牛の数の拡大及び畜産用の施設の取得、製作又は建設をした者に対する証明を行う場合(1の(3)で準用する場合を含む。) 次に掲げる事項

(ア) 次に掲げる事項について証明を行うに当たっては、農業経営改善計画認定申請書等により確認するとともに、申請者から事情聴取(次のa及びbの事項については家畜共済の加入証(「家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について」(昭和61年3月31日付け61農経B第804号農林水産省経済局長通達)に規定する加入証をいう。)等、c及びdの事項については畜産用の施設の取得、製作又は建設に係る領収書、当該施設の登記済証等による確認を含む。)を行うほか、要すれば現地調査等により確認をすること。

a 申請者が農業経営改善計画の認定を受ける時において飼養する乳用牛の数

b 申請者(個人)が所得税の割増償却の適用を受けようとする年の12月31日において飼養する乳用牛の数又は申請者(農業生産法人)が法人税の割増償却の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度の終了の日において飼養する乳用牛の数

c 申請者が取得、製作又は建設した畜産用の施設の種類、構造及び所在地

d 申請者が畜産用の施設を取得、製作又は建設した年月日

(イ)(ア)のa及びbに掲げる乳用牛に係る畜舎の所在地が2以上の市町村の地域にわたる場合又は申請者が他の市町村において農業経営改善計画の認定を受けている場合は、アの(エ)に準じて行うこと。

(様式第1号)

農地売買等事業のために土地等を買入れた旨の証明願

平成 年 月 日

(様式第1号)

農地売買等事業のために土地等を買入れた旨の証明願

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称)

(農地利用集積円滑化団体の名称)

殿

住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者)

印

租税特別措置法第34条の3第1項(第65条の5第1項又は第68条の7第1項)の規定に基づく土地等を譲渡した場合の譲渡所得(所得又は連結所得)の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、貴法人が農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に掲げる農地売買等事業のために買い入れたものであることを証明願います。

記

(表略)

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者

印

(様式第2号)

農地保有合理化法人
農地利用集積円滑化団体 に該当する旨の証明願

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

(農地保有合理化法人の名称) 殿

住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者)

印

租税特別措置法第34条の3第1項(第65条の5第1項又は第68条の7第1項)の規定に基づく土地等を譲渡した場合の譲渡所得(所得又は連結所得)の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、貴法人が農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に掲げる農地売買等事業のために買い入れたものであることを証明願います。

記

(表略)

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人)

事務所
名称
代表者

印

[新設]

市 町 村 長

住所（事務所）
氏名（名 称）
（代表者） 印

当法人が租税特別措置法施行令 第 2 2 条の 8 第 3 3 項
第 2 2 条の 9 第 1 項第 1 号 に

規定する 農地保有合理化法人 農地利用集積円滑化団体 に該当する旨証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日 証明者 印

(様式第 3 号)(略)

(様式第 4 号)(略)

(様式第 2 号)(略)

(様式第 3 号)(略)

(様式第 5 号)

買入協議に基づき農用地を買い入れた旨の証明願

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称)
(農地利用集積円滑化団体の名称) } 殿

住所（事務所）
氏名（名 称）
（代表者） 印

租税特別措置法第 3 4 条の 2 第 1 項（第 6 5 条の 4 第 1 項又は第 6 8

(様式第 4 号)

買入協議に基づき農用地を買い入れた旨の証明願

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

住所（事務所）
氏名（名 称）
（代表者） 印

租税特別措置法第 3 4 条の 2 第 1 項（第 6 5 条の 4 第 1 項又は第 6 8

条の75第1項)の規定に基づく土地等を譲渡した場合の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、貴法人が農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項の買入協議に基づき買入れたものであることを証明願います。

記

(表 略)

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)

事務所
名 称
代表者

印

条の75第1項)の規定に基づく土地等を譲渡した場合の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、貴法人が農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項の買入協議に基づき買入れたものであることを証明願います。

記

(表 略)

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人)

事務所
名 称
代表者

印

(様式第6号)(略)

(様式第7号)(略)

(様式7号の2)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

市町村長 殿

住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者)

印

租税特別措置法第76条第2項の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

(様式第5号)(略)

(様式第6号)(略)

[新設]

1 農用地の表示

農用地の所在	地番	地目	地積	買入れ年月日
			m ²	

2 当法人が租税特別措置法第76条第2項の規定に該当する法人であること。

3 当該農用地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地であって、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第1号口に掲げる農地売買等事業）の実施により買入れをしたものであること。

4 当該農用地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市町村長

印

(様式第8号)(略)

(様式第9号)(略)

(様式第10号)(略)

(様式第10号の2)(略)

(様式第10号の3)

特定農業法人による買換え（交換）の場合の所得又は連結所得の課税の特例に係る土地等の買換え（交換）についての農地売買等事業のために買い入れた旨の証明願

(様式第7号)(略)

(様式第8号)(略)

(様式第9号)(略)

(様式第9号の2)(略)

(様式第9号の3)

特定農業法人による買換え（交換）の場合の所得又は連結所得の課税の特例に係る土地等の買換え（交換）についての農地売買等事業のために買い入れた旨の証明願

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) } 殿
(農地利用集積円滑化団体の名称) }

(特定農業法人)
事務所
名称
代表者 印

租税特別措置法 { 第65条の7第1項の表の第14号又は第68条
第65条の9又は第68条の80

の78第1項の表の第14号 } の規定による土地等の {買換え} の {交換} の

場合の所得又は連結所得の課税の特例の適用を受けるため、下記の土地等は、貴法人が農業経営基盤強化促進法 {第4条第2項第1号} {第4条第3項第1号} に掲げる農地売買等事業のために買い入れたものであることを証明願います。

記

(表 略)

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者 印

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿

(特定農業法人)
事務所
名称
代表者 印

租税特別措置法 { 第65条の7第1項の表の第14号又は第68条
第65条の9又は第68条の80

の78第1項の表の第14号 } の規定による土地等の {買換え} の {交換} の

場合の所得又は連結所得の課税の特例の適用を受けるため、下記の土地等は、貴法人が農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に掲げる農地売買等事業のために買い入れたものであることを証明願います。

記

(表 略)

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人)
事務所
名称
代表者 印

(様式第10号の4号)

農地保有合理化法人
農地利用集積円滑化団体に該当する旨の証明願

平成 年 月 日

(都道府県)知事 殿

住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者) 印

当法人が租税特別措置法施行令 第39条の7第16項第3号
第39条の106第7項第3号 に
規定する 農地保有合理化法人
農地利用集積円滑化団体に該当する旨証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(都道府県)知事 印

[新設]

(様式第10号の5)(略)

(様式11号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

市町村長 殿

(様式第9号の4)(略)

(様式10号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

市町村長 殿

住所（事務所）
氏名（名称）
（代表者） 印

租税特別措置法第77条第1項の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

- 1 土地の表示
（表略）
- 2 当該申請者は、租税特別措置法施行令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者として農林水産大臣が定める基準を満たしていること。
- 3 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に規定する利用権設定等促進事業により取得した土地であること。
- 4 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。
- 5 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地又は同項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

第 号
上記のとおり相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

市町村長 印

（様式12号）

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

住所（事務所）
氏名（名称）
（代表者） 印

租税特別措置法第77条の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

- 1 土地の表示
（表略）
- 2 当該申請者は、租税特別措置法施行令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者として農林水産大臣が定める基準を満たしていること。
- 3 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業により取得した土地であること。
- 4 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。
- 5 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地又は同項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

第 号
上記のとおり相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

市町村長 印

〔新設〕

市町村長 殿

住所（事務所）
氏名（名称）
（代表者）

印

租税特別措置法第77条第2項の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積 m ²	土地の取得年月日

- 2 当該申請者は、租税特別措置法施行令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者として農林水産大臣が定める基準を満たしていること。
- 3 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第1号イに規定する農地所有者代理事業）により取得した土地であること。
- 4 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。
- 5 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地又は同項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市町村長

印

〔削る。〕

（様式第11号）

譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除に係る土地等
についての証明願

平成 年 月 日

市町村長 殿

住所（事務所）
氏名（名称）
（代表者）

印

租税特別措置法第34条の3第1項（第65条の5第1項又は第68条の76第1項）の規定に基づく土地等（農業経営基盤強化促進法第6条第2項第5号イに規定する要活用農地で同法第27条の2第1項の規定による通知に係るものに限る。以下「特定遊休農地」という。）を譲渡した場合の譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある特定遊休農地であること、当該土地等につき、農業経営基盤強化促進法第27条の3第1項の規定による勧告をしたこと、同条第2項に規定する協議を行う者として下記の特定農業法人を定めたこと及び当該土地等が当該勧告に係る協議により当該特定農業法人に譲渡されたものであることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積
			m ²
農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項の通知年月日		年 月 日	
農業経営基盤強化促進法第27条の3第1項の勧告年月日		年 月 日	
特定農業法人の名称			
特定農業法人の代表者名			
特定農業法人の事務所の所在			

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市町村長

印

(様式第13号)

特定農業法人による買換え(交換)の場合の所得又は連結所得の課税の特例に係る土地等の買換え(交換)についての証明願

平成 年 月 日

市町村長 殿

(特定農業法人)
事務所
名称
代表者

印

租税特別措置法 { 第65条の7第1項の表の第14号又は第68条の
第65条の9又は第68条の80

78第1項の表の第14号 } の規定による土地等の { 買換え } の場合の
{ 交換 }

所得又は連結所得の課税の特例の適用を受けるため、下記の土地等は、農地法第34条第1項に規定する勧告に係る協議により取得したものであることを証明願います。

記

(表略)

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市町村長

印

(様式第12号)

特定農業法人による買換え(交換)の場合の所得又は連結所得の課税の特例に係る土地等の買換え(交換)についての証明願

平成 年 月 日

市町村長 殿

(特定農業法人)
事務所
名称
代表者

印

租税特別措置法 { 第65条の7第1項の表の第14号又は第68条の
第65条の9又は第68条の80

78第1項の表の第14号 } の規定による土地等の { 買換え } の場合の
{ 交換 }

所得又は連結所得の課税の特例の適用を受けるため、下記の土地等は、農業経営基盤強化促進法第27条の3第1項に規定する勧告に係る協議により取得したものであることを証明願います。

記

(表略)

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市町村長

印

(様式第14号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

(特定農業法人)

事務所
名称
代表者

印

租税特別措置法第76条第3項の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

1 遊休農地の表示

遊休農地の所在	地番	地目	地積 m ²	取得年月日

2 当法人が租税特別措置法第76条第3項に規定する特定農業法人であること。

3 当該遊休農地が、農地法第32条の規定による通知を受けた遊休農地であって、同法第35条第2項に規定する遊休農地の所有権の移転等に関する協議により取得をしたものであること。

4 当該遊休農地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

(様式第13号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

市町村長 殿

(特定農業法人)

事務所
名称
代表者

印

租税特別措置法第76条第2項の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

1 特定遊休農地の表示

特定遊休農地の所在	地番	地目	地積 m ²	取得年月日

2 当法人が租税特別措置法第76条第2項に規定する特定農業法人であること。

3 当該特定遊休農地は、農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項に規定する特定遊休農地であって、同法第27条の3第3項に規定する特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議により取得をしたものであること。

4 当該特定遊休農地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

農業委員会会長

印

平成 年 月 日

市町村長

印

〔削る。〕

（様式第14号）

農業経営をする農用地面積の拡大をした者である旨の証明願

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所（事務所）
氏名（名称）
（代表者）

印

別記の事実に基づき、私（当法人）が租税特別措置法第13条の3第1項第1号イ（第46条の3第1項第1号イ又は第68条の3第1項第1号イ）の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

農業委員会会長

印

(様式第14号別紙)

1 農業経営改善計画の認定

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に係る同条第4項の認定年月日(同法第12条の2第1項の規定による変更の認定年月日)	平成 年 月 日 認定
	(平成 年 月 日 変更)

2 供用農用地の面積

現況地目	田	畑	採草放牧地	合計
面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	()	()	()	()

3 権利の取得等をした農用地

農地法第3条の許可又は農業経営基盤強化促進法第19条の公告年月日	権利の取得等をした農用地				取得等をした権利の別	権利の取得等をした年月日	譲渡又は設定をした者	
	所在地	地番	現況地目	面積			氏名(名称代表者)	住所(事務所)
				m ²				
合計				- ()				

(注1) 2の合計欄の括弧内の面積が10ha未満の場合; 3の合計欄の括弧内の面積が2ha超又は(の括弧内の面積×50/100)超であること。

(注2) 2の合計欄の括弧内の面積が10ha以上の場合; 3の合計欄の括弧内の面積が(の括弧内の面積×50/100)超であること。

(様式第14号の説明・記載要領)

この証明書は、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受け、当該計画に従って農業経営をする農用地面積の拡大をした者が、租税特別措置法第13条の3(第46条の3又は第68条の32)に規定する農業用機械等の割増償却(以下「割増償却」といいます。)の適用を受けるための要件を満たすものである旨を証するものです。

1 証明手続き

(1) この証明を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して農業経営をする農用地面積の拡大をするため所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいいます。)の取得をし、又は使用収益権の設定を受けた農用地(以下「権利の取得等をした農用地」といいます。)及び農業経営改善計画の認定を受ける時において営む農業の用に供していた農用地所有権又は使用収益権に基づくものに限りません。以下「供用農用地」といいます。)が所在する地域を管轄するすべての農業委員会に提出して下さい。

(注) 権利の取得等をした農用地及び供用農用地が所在する市町村に農業委員会が設置されていない場合には、当該市町村の長に提出して下さい。

(2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控え用として2部提出して下さい。

2 証明願の記載要領

(1) 「農業経営改善計画の認定」の欄

農業経営改善計画の認定年月日を記載(農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項の規定に基づく農業経営改善計画変更の認定を受けた場合には、当該変更の認定年月日を併記)して下さい。

(2) 「供用農用地の面積」の各欄

農業経営改善計画の認定を受ける時において営む農業の用に供していた農用地(所有権又は使用収益権を有するものに限りません。)の面積を記載して下さい。

なお、供用農用地が2以上の農業委員会の管轄する地域に所在する場合は、それぞれ提出先の農業委員会の管轄する地域に所在するものの面積を記載し、括弧内に供用農用地すべての面積(他の農業委員会の管轄する地域内に所在する供用農用地を合わせたもの)を記載して下さい((3)の「権利の取得等をした農用地の面積」についても同様に記載して下さい。)

(3) 「権利の取得等をした農用地」の各欄

ア 農業経営改善計画に従って権利の取得等をした農用地の明細を農地法第3条第1項の許可書又は農用地利用集積計画の各筆明細書により記載して下さい(農用地利用集積計画は市町村において閲覧することができます。)

「権利の取得等をした年月日」の欄は、農地法第3条第1項の許可に係る農用地については許可申請書に記載した権利を設定し又は移転しようとする年月日と許可年月日のいずれか遅い年月日を、農用地利用集積計画の公告に係る農用地については農用地利用集積計画に記載された日(所有権の場合は移転の時期、使用貸借による権利及び賃借権の場合は始期)を記載して下さい。

イ 権利の取得等をした農用地又は供用農用地について、譲渡、転用等により割増償却の適用を受けようとする年(事業年度又は連結事業年度)

の12月31日（事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日）において農業の用に供していないものがある場合は、「農地法第3条の許可又は農業経営基盤強化促進法第19条の公告年月日」の欄に「譲渡」、「転用」等の農業の用に供しなくなった事由を、「権利の取得等をした農用地」の欄に農業の用に供しなくなった土地の明細を、「権利の取得等をした年月日」の欄に譲渡、転用等をした年月日をそれぞれ記載するとともに、「面積」の欄に を付して減少面積を記載して下さい（その他の欄は、記載する必要はありません。）。

(注) 割増償却の適用を受けるための「権利の取得等をした農用地」には、個人については次の（ア）に掲げる農用地、農業生産法人については次の（イ）に掲げる農用地は含まれませんので注意して下さい。

(ア) 個人

- a 相続又は遺贈により権利を取得した農用地
- b 次に掲げる者から贈与により権利を取得した農用地並びに次に掲げる者から使用収益権の設定を受けた農用地及び使用収益権が設定されている農用地の次に掲げる者からの転貸を受けた農用地

(a) 親族

(b) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者と生計を一にするその者の親族

- c 農作業の受託をした農用地

(イ) 農業生産法人

- a 贈与、出資、合併、分割又は適格事後設立により権利を取得した農用地

- b 次に掲げる者から使用収益権の設定を受けた農用地及び使用収益権が設定されている農用地の次に掲げる者からの転貸を受けた農用地

(a) 組合員、社員又は株主

(b) 組合員、社員又は株主の親族

(c) 組合員、社員若しくは株主と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はその者と生計を一にするその者の親族

- c 農作業の受託をした農用地

3 その他

(1) 割増償却の適用を受けるためには、適用年（適用事業年度又は適用連結事業年度）のうち最初にその適用を受けようとする年分（事業年度又は連結事業年度）の確定申告書等（又は連結確定申告書等）に、この証明書のほか農業経営改善計画認定申請書の写し及び農業経営改善計画認定書の写しを添付することとされていますので留意して下さい。

(2) この証明書に係る農業経営改善計画の認定前に他の農業経営改善計画の認定を受けたことがある場合の割増償却の適用は、この証明書に係る農業経営改善計画に係る規模拡大要件を満たすこととなった最初の日の属する

〔削る。〕

年の1月1日（最初の日を含む事業年度開始の日又は最初の日を含む連結事業年度開始の日）以後に取得又は製作若しくは建設をした農業用機械等に限られますので留意して下さい。

（様式第15号）

果樹
茶樹を栽培する農用地面積の拡大をした者である旨の証明願

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所（事務所）

氏名（名称）

（代表者）

印

別記の事実に基づき、私（当法人）が租税特別措置法第13条の3第1項第1号口（第46条の3第1項第1号口又は第68条の3第1項第1号口）の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

農業委員会会長

印

(様式第15号別紙)

1 農業経営改善計画の認定

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に係る同条第4項の認定年月日(同法第12条の2第1項の規定による変更の認定年月日)	平成 年 月 日 認定 (平成 年 月 日 変更)
--	------------------------------

2 農業経営改善計画 果樹園 面積
認定時における 茶樹園

— m ² ()

3 権利の取得等をした 果樹園 (自己所有地等の栽培作物の果樹(茶樹)への転換は4に記載のこと。)
茶樹園

農地法第3条の許可又は農業経営基盤強化促進法第19条の公告年月日	権利の取得等をした農用地					取得等をした権利の別	権利の取得等をした年月日	譲渡又は設定をした者	
	所 在	地 番	現況地目	作物の種類	面積			氏名(名称代表者)	住所(事務所)
					m ²				
合計					— ()				

4 栽培作物の 果樹 への転換
茶樹

栽培作物を果樹等に転換をした農用地					果樹等に転換をした年月日
所 在	地 番	現況地目	作物の種類	面積	
				m ²	
合計				— ()	

5 果樹園 の拡大面積(+)
茶樹園

— m ² ()

(注) 5の合計欄 の括弧内の面積が (の括弧内の面積 × 50 / 100) 超であること。

(様式第15号の説明・記載要領)

この証明書は、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受け、当該計画に従って果樹(茶樹)を栽培する農用地面積の拡大をした者が、租税特別措置法第13条の3(第46条の3又は第68条の32)に規定する農業用機械等の割増償却(以下「割増償却」といいます。)の適用を受けるための要件を満たすものである旨を証するものです。

1 証明手続き

(1) この証明を受けるためには、証明願の各欄に必要事項を記載して果樹(茶樹)を栽培する農用地面積の拡大をするため所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用賃借による権利及び賃借権をいいます。)の取得をし、又は使用収益権の設定を受けた農用地で果樹(茶樹)が栽培されているもの(以下「権利の取得等をした果樹園等」といいます。)及び所有権若しくは使用収益権を有する農用地で栽培する作物を果樹(茶樹)に転換した農用地(以下「果樹等に転換した農用地」といいます。)並びに農業経営改善計画の認定を受ける時において営む農業の用に供している農用地(所有権又は使用収益権を有するものに限り、)で果樹(茶樹)が栽培されていたもの(以下「供用果樹園等」といいます。)が所在する地域を管轄するすべての農業委員会に提出してください。

(注) 権利の取得等をした果樹園等及び果樹等に転換した農用地並びに供用果樹園等が所在する市町村に農業委員会が設置されていない場合には、当該市町村の長に提出してください。

(2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控え用として2部提出してください。

2 証明願の記載要領

(1) 証明願に記載されている果樹園(果樹)又は茶樹園(茶樹)の表記については、あなたが栽培面積の拡大をしたものいずれかを で囲んで下さい。

なお、果樹とは日本標準商品分類(総務省)の「果実」に分類される果実を实らせる農作物をいい、茶樹とは同商品分類の「栽培茶の葉」に分類される葉をつける農作物をいいます。

また、この証明の対象となる果樹(茶樹)を栽培する農用地とは、果樹(茶樹)を規則的に、また連続的に栽培している農用地をいいます。

(2) 「農業経営改善計画の認定」の欄

農業経営改善計画の認定年月日を記載(農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項の規定に基づく農業経営改善計画変更の認定を受けた場合には、当該変更の認定年月日を併記)してください。

(3) 「農業経営改善計画認定時における果樹園(茶樹園)面積」の欄

農業経営改善計画の認定を受ける時において営む農業の用に供している農用地(所有権又は使用収益権を有するものに限り、)で果樹(茶樹)が栽培されていたもの(供用果樹園等)の面積を記載してください。

なお、供用果樹園等が2以上の農業委員会の管轄する地域に所在する場合は、それぞれ提出先の農業委員会の管轄する地域に所在するものの面積を記載し、括弧内に供用果樹園等すべての面積(他の農業委員会の管轄する地域内に所在する供用果樹園等を合わせたもの)を記載して下さい。

((4)の「権利の取得等をした果樹園(茶樹園)の面積」及び(5)の「栽培作物の果樹(茶樹)への転換面積」についても同様に記載して下さい。)

(注1) 一の農用地の一部に果樹(茶樹)を規則的に、また連続的に栽培している場合は、次により算出された面積を果樹(茶樹)を栽培する面積として下さい((4)の「権利の取得等をした果樹園(茶樹園)の面積」及び(5)の「栽培作物の果樹(茶樹)への転換面積」についても同様です。)

「株間×うね間×本数」

(注2) 果樹(茶樹)を規則的に、また連続的に栽培していない場合は、最繁茂時に樹冠に覆われた面積として下さい((4)の「権利の取得等をした果樹園(茶樹園)の面積」及び(5)の「栽培作物の果樹(茶樹)への転換面積」についても同様です。)

(4) 「権利の取得等をした果樹園(茶樹園)」の各欄

ア 農業経営改善計画に従って権利の取得等をした果樹園等の明細を農地法第3条第1項の許可書又は農用地利用集積計画の各筆明細書により記載してください(農用地利用集積計画は市町村において閲覧することができます。)

「権利の取得等をした年月日」の欄は、農地法第3条第1項の許可に係る農用地については許可申請書に記載した権利を設定し又は移転しようとする年月日と許可年月日のいずれか遅い年月日を、農用地利用集積計画の公告に係る農用地については農用地利用集積計画に記載された日(所有権の場合は移転の時期、使用貸借による権利及び賃借権の場合は始期)を記載してください。

イ 権利の取得等をした果樹園等又は供用果樹園等について、譲渡、転用等により割増償却の適用を受けようとする年(事業年度又は連結事業年度)の12月31日(事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日)において果樹(茶樹)の栽培の用に供していないものがある場合は、「農地法第3条の許可又は農業経営基盤強化促進法第19条の公告年月日」の欄に、「譲渡」、「転用」等の果樹(茶樹)の栽培の用に供しなくなった事由を、「権利の取得等をした農用地」の欄に果樹(茶樹)の栽培の用に供しなくなった土地の明細を、「権利の取得等をした年月日」の欄に譲渡、転用等をした年月日を記載するとともに、「面積」の欄に付して減少面積を記載して下さい(その他の欄は、記載する必要はありません。)

(注) 割増償却の適用を受けるための「権利の取得等をした果樹園等」には、個人については次の(ア)に掲げる果樹園等、農業生産法人については次の(イ)に掲げる果樹園等は含まれませんので注意してください。

(ア) 個人

a 相続又は遺贈により権利を取得した果樹園等

b 次に掲げる者から贈与により権利を取得した果樹園等並びに次に掲げる者から使用収益権の設定を受けた果樹園等及び使用収益権が

設定されている果樹園等の次に掲げる者からの転貸を受けた果樹園等

(a) 親族

(b) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者と生計を一にするその者の親族

c 農作業の受託をした果樹園等

(イ) 農業生産法人

a 贈与、出資、合併、分割又は適格事後設立により権利を取得した農用地

b 次に掲げる者から使用収益権の設定を受けた果樹園等及び使用収益権が設定されている果樹園等の次に掲げる者からの転貸を受けた果樹園等

(a) 組合員、社員又は株主

(b) 組合員、社員又は株主の親族

(c) 組合員、社員若しくは株主と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はその者と生計を一にするその者の親族

c 農作業の受託をした果樹園等

(5) 「栽培作物の果樹（茶樹）への転換」の各欄

ア 農業経営改善計画の認定を受ける時において所有権又は使用収益権を有する農用地のうち当該農業経営改善計画に従って栽培する作物を果樹（茶樹）に転換したものの明細を記載して下さい。

「果樹等に転換をした年月日」の欄は、果樹（茶樹）を植栽した年月日を記載して下さい。

イ 栽培する作物を果樹（茶樹）からそれ以外の作物に転換した場合は、「栽培作物を果樹等に転換をした農用地」の欄に果樹（茶樹）の栽培の用に供しなくなった土地の明細と転換した作物の種類を、「果樹等に転換をした年月日」の欄に転換年月日を記載するとともに、「面積」の欄に を付して減少面積を記載して下さい。

3 その他

(1) 割増償却の適用を受けるためには、適用年（適用事業年度又は適用連結事業年度）のうち最初にその適用を受けようとする年分（事業年度又は連結事業年度）の確定申告書等（又は連結確定申告書等）に、この証明書のほか農業経営改善計画認定申請書の写し及び農業経営改善計画認定書の写しを添付することとされていますので留意して下さい。

(2) この証明書に係る農業経営改善計画の認定前に他の農業経営改善計画の認定を受けたことがある場合の割増償却の適用は、この証明書に係る農業経営改善計画に係る規模拡大要件を満たすこととなった最初の日の属する年の1月1日（最初の日を含む事業年度開始の日又は最初の日を含む連結事業年度開始の日）以後に取得又は製作若しくは建設をした農業用機械等に限られますので留意して下さい。

〔削る。〕

（様式第16号）

施設園芸の用に供する施設の設置面積の拡大をした者
である旨の証明願

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所（事務所）
氏名（名称）
（代表者）

印

別記の事実に基づき、私（当法人）が租税特別措置法第13条の3第1
項第1号八（第46条の3第1項第1号八又は第68条の3第1項第1
号八）の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

農業委員会会長

印

(様式第16号別紙)

1 農業経営改善計画の認定

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に係る同条第4項の認定年月日(同法第12条の2第1項の規定による変更の認定年月日)

平成 年 月 日 認定
(平成 年 月 日 変更)

2 農業経営改善計画認定時における園芸用施設の設置面積

— m²
()

3 取得又は製作若しくは建設をした園芸用施設

施設 の 所 在 地	施設の設置面積	施設 の 種 類	施設 の 構 造	施設の取得又は製作若しくは建設をした年月日
	m ²			
合 計	— ()			

(注) 3の合計欄の括弧内の面積が()の括弧内の面積×50/100)超であること。

(様式第16号の説明・記載要領)

この証明書は、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受け、当該計画に従って施設園芸の用に供する施設(以下「園芸用施設」といいます。)の設置面積の拡大をした者が、租税特別措置法第1

3条の3(第46条の3又は第68条の32)に規定する農業用機械等の割増償却(以下「割増償却」といいます。)の適用を受けるための要件を満たすものである旨を証するものです。

1 証明手続き

(1) この証明を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して取得又は製作若しくは建設をした園芸用施設(以下「取得等をした園芸用施設」といいます。)及び農業経営改善計画の認定を受ける時において有する園芸用施設(以下「供用園芸用施設」といいます。)が所在する地域を管轄するすべての農業委員会に提出して下さい。

(注) 取得等した園芸用施設及び供用園芸用施設の所在する市町村に農業委員会が設置されていない場合には、当該市町村の長に提出して下さい。

(2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控え用として2部提出して下さい。

2 証明願の記載要領

(1) 「農業経営改善計画の認定」の欄

農業経営改善計画の認定年月日を記載(農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項の規定に基づく農業経営改善計画変更の認定を受けた場合には、当該変更の認定年月日を併記)して下さい。

(2) 「農業経営改善計画認定時における園芸用施設の設置面積」の欄

農業経営改善計画の認定を受ける時において営む農業の用に供していた園芸用施設の設置部分の面積を園芸共済加入申込書又は登記済証等により記載して下さい(園芸用施設の所在する土地の面積ではありませんので注意して下さい。)

なお、供用園芸用施設が2以上の農業委員会の管轄する地域に所在する場合は、それぞれ提出先の農業委員会の管轄する地域に所在する供用園芸用施設の設置面積を記載し、括弧内に供用園芸用施設すべての設置面積(他の農業委員会の管轄する地域内に所在する供用園芸用施設の設置面積を合わせたもの)を記載して下さい((3)の「取得又は製作若しくは建設をした園芸用施設の設置面積」についても同様に記載して下さい。)

(注) 園芸用施設とは施設園芸の用に供する施設のうち温室その他その内部で農作物を栽培する施設(例えば、内部で農作物を栽培しない納屋、作業場は含まれません。)で、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができないような施設(例えば、トンネル、フレーム)は含まれませんので注意して下さい。

(3) 「取得又は製作若しくは建設をした園芸用施設」の各欄

ア 農業経営改善計画に従って取得等をした園芸用施設の明細を園芸共済加入申込書又は登記済証等により記載して下さい。

(ア) 「施設の所在地」の欄は、取得等をした園芸用施設を設置した土地の所在及び地番を記載して下さい。

(イ) 「施設の設置面積」の欄は、取得等をした園芸用施設の設置部分の面積を記載して下さい(園芸用施設の所在する土地の面積ではありませんので注意して下さい。)

(ウ) 「施設の種類」の欄は、ガラス、合成樹脂板、プラスチックフィルム等の被覆資材の別を記載して下さい。

(エ) 「施設の構造」の欄は、鋼材(鉄骨)、パイプ等の骨格資材の別を記載して下さい。

(オ) 「施設の取得又は製作若しくは建設をした年月日」の欄は、園芸施設共済加入申込書又は取得等に係る領収書若しくは登記済証等により、園芸用施設の所有権を取得した年月日又は園芸用施設が完成した年月日を記載して下さい。

イ 取得等をした園芸用施設又は供用園芸用施設について、譲渡、他用途転用等により割増償却の適用を受けようとする年(事業年度又は連結事業年度)の12月31日(事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日)において施設園芸に係る農業の用に供していないものがある場合は、「施設の所在地」の欄に施設園芸に係る農業の用に供しなくなった施設が設置されていた土地の所在及び地番を、「権利の取得又は製作若しくは建設をした年月日」の欄に譲渡、他用途転用等をした年月日及び施設園芸に係る農業の用に供しなくなった事由を記載するとともに、「施設の設置面積」の欄に を付して減少面積を記載して下さい(その他の欄は、記載する必要はありません。)

(注) 割増償却の適用を受けるための「取得等をした園芸用施設」には、個人については次の(ア)に掲げる園芸用施設、農業生産法人については次の(イ)に掲げる園芸用施設は含まれませんので注意して下さい。

(ア) 個人

- a 相続又は遺贈により取得した園芸用施設
- b 親族、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者と生計を一にするその者の親族から贈与により取得した園芸用施設
- c 使用収益権を取得した園芸用施設又は使用収益権の設定を受けた園芸用施設

(イ) 農業生産法人

- a 贈与、出資、合併、分割又は適格事後設立により権利を取得した農用地
- b 使用収益権を取得した園芸用施設又は使用収益権の設定を受けた園芸用施設

3 その他

(1) 割増償却の適用を受けるためには、適用年(適用事業年度又は適用連結事業年度)のうち最初にその適用を受けようとする年分(事業年度又は連結事業年度)の確定申告書等(又は連結確定申告書等)に、この証明書の

〔削る。〕

ほかに農業経営改善計画認定申請書の写し及び農業経営改善計画認定書の写しを添付することとされていますので留意して下さい。

(2) この証明書に係る農業経営改善計画の認定前に他の農業経営改善計画の認定を受けたことがある場合の割増償却の適用は、この証明書に係る農業経営改善計画に係る規模拡大要件を満たすこととなった最初の日の属する年の1月1日(最初の日を含む事業年度開始の日又は最初の日を含む連結事業年度開始の日)以後に取得又は製作若しくは建設をした農業用機械等に限られますので留意して下さい。

(様式第17号)

畜舎の床面積の拡大をした者である旨の証明願

平成 年 月 日

市町村長 殿

住所(事務所)

氏名(名称)

(代表者)

印

別記の事実に基づき、私(当法人)が租税特別措置法第13条の3第1項第1号二(第46条の3第1項第1号二又は第68条の3第1項第1号二)の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市町村長

印

(様式第17号別紙)

1 農業経営改善計画の認定

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に係る同条第4項の認定年月日(同法第12条の2第1項の規定による変更の認定年月日)	平成 年 月 日 認定 (平成 年 月 日 変更)
--	------------------------------

2 農業経営改善計画に従って取得等をした畜舎に係る家畜の種類

乳牛	肉用牛	豚	鶏
----	-----	---	---

3 農業経営改善計画認定時における畜舎の床面積

—	m ²
()

4 取得又は建設をした畜舎

畜舎の所在地	畜舎の床面積	畜舎の種類	畜舎の構造	畜舎の取得又は建設をした年月日
	m ²			
合 計	— ()	/	/	/

(注) 4の合計欄の括弧内の面積が(の括弧内の面積×20/100)超であること。

(様式第17号の説明・記載要領)

この証明書は、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受け、当該計画に従って乳牛、肉用牛、豚又は鶏に係る畜舎の床面積の拡大をした者が、租税特別措置法第13条の3(第46条の3又は第

68条の32)に規定する農業用の機械等の割増償却(以下「割増償却」といいます。)の適用を受けるための要件を満たすものである旨を証するものです。

1 証明手続き

(1) この証明を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して農業経営改善計画に従って取得又は建設をした畜舎(以下「取得等をした畜舎」といいます。)及び農業経営改善計画の認定を受ける時において有する畜舎(以下「供用畜舎」といいます。)が所在するすべての市町村の長に提出してください。

(2) 証明願は、税務署提出用及び市町村控え用として2部提出してください。

2 証明願の記載要領

(1) 「農業経営改善計画の認定」の欄

農業経営改善計画の認定年月日を記載(農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項の規定に基づく農業経営改善計画変更の認定を受けた場合には、当該変更の認定年月日を併記)して下さい。

(2) 「農業経営改善計画に従って取得等をした畜舎に係る家畜の種類」の欄
乳牛、肉用牛、豚及び鶏のうち、農業経営改善計画において規模拡大が明記された家畜であって、割増償却の適用を受けるための要件を満たすものいづれかひとつを で囲んで下さい。

(3) 「農業経営改善計画認定時における畜舎の床面積」の欄

農業経営改善計画の認定を受ける時において有する畜舎(供用畜舎)で(2)において選択した家畜に係るものの床面積を登記済証等により記載してください。

なお、一つの建物が家畜の飼養の用とその他の用(飼料庫、ふん尿処理施設、農機具庫、搾乳施設等)に共用されている場合は、家畜の飼養の用に供されている部分の床面積を記載して下さい((4)の「取得又は建設をした畜舎の床面積」においても同様に記載して下さい。)

また、供用畜舎が2以上の市町村の地域に所在する場合は、それぞれ提出先の市町村の長の管轄する地域内に所在する供用畜舎の床面積を記載し、括弧内に供用畜舎すべての床面積(他の市町村の地域に所在する供用畜舎の床面積を合わせたもの)を記載して下さい((4)の「取得又は建設をした畜舎の床面積」においても同様に記載して下さい。)

(4) 「取得又は建設をした畜舎」の各欄

ア 農業経営改善計画に従って取得等をした畜舎で(2)において選択した家畜に係るものの明細を登記済証等により記載してください。

(ア) 「畜舎の所在地」の欄は、取得等をした畜舎の敷地である土地の所在及び地番を記載して下さい。

(イ) 「畜舎の床面積」の欄は、取得等をした畜舎の床面積を記載して下さい。

(ウ) 「畜舎の種類」の欄は、畜舎の用途により「牛舎」、「豚舎」、「鶏舎」を記載して下さい。

(エ) 「畜舎の構造」の欄は、畜舎の主たる部分の構成材料、屋根の種類及び階数を記載して下さい。

(オ) 「畜舎の取得又は建設をした年月日」の欄は、取得した畜舎については所有権移転をした年月日を、建設をした畜舎については完成した年月日を記載して下さい。

イ 取得等をした畜舎又は供用畜舎について、譲渡、他用途転用等により割増償却の適用を受けようとする年（事業年度又は連結事業年度）の12月31日（事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日）において（2）において選択した家畜に係る畜舎として利用していないものがある場合は、「畜舎の所在地」の欄に当該家畜に係る畜舎として利用しなくなった畜舎が設置されていた土地の所在及び地番を、「畜舎の取得又は建設をした年月日」の欄に譲渡、他用途転用等をした年月日及び当該家畜に係る畜舎として利用しなくなった事由を記載するとともに、「畜舎の床面積」の欄に付して減少面積を記載して下さい（その他の欄は、記載する必要はありません。）。

(注) 割増償却の適用を受けるための「取得又は建設をした畜舎」には、個人については次の（ア）に掲げる畜舎、農業生産法人については次の（イ）に掲げる畜舎は含まれませんので留意してください。

(ア) 個人

a 相続又は遺贈により取得した畜舎

b 親族、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者と生計を一にするその者の親族から贈与により取得した畜舎

c 使用収益権を取得した畜舎又は使用収益権の設定を受けた畜舎

(イ) 農業生産法人

a 贈与、出資、合併、分割又は適格事後設立により権利を取得した農用地

b 使用収益権を取得した畜舎又は使用収益権の設定を受けた畜舎

3 その他

(1) 割増償却の適用を受けるためには、適用年（適用事業年度又は適用連結事業年度）のうち最初にその適用を受けようとする年分（事業年度又は連結事業年度）の確定申告書等（又は連結確定申告書等）に、この証明書のほか農業経営改善計画認定申請書の写し及び農業経営改善計画認定書の写しを添付することとされていますので留意して下さい。

(2) この証明書に係る農業経営改善計画の認定前に他の農業経営改善計画の認定を受けたことがある場合の割増償却の適用は、この証明書に係る農業経営改善計画に係る規模拡大要件を満たすこととなった最初の日の属する年の1月1日（最初の日を含む事業年度開始の日又は最初の日を含む連結事業年度開始の日）以後に取得又は製作若しくは建設をした農業用機械等に限られますので留意して下さい。

〔削る。〕

（様式第18号）

乳用牛の数の拡大及び畜産用の施設の取得等をした者である旨の証明願

平成 年 月 日

市町村長 殿

住所（事務所）

氏名（名称）

（代表者）

印

別記の事実に基づき、私（当法人）が租税特別措置法第13条の3第1項第1号二（第46条の3第1項第1号二又は第68条の3第1項第1号二）の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市町村長

印

(様式第18号別紙)

1 農業経営改善計画の認定

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に係る同条第4項の認定年月日(同法第12条の2第1項の規定による変更の認定年月日)	平成 年 月 日 認定 (平成 年 月 日 変更)
--	------------------------------

2 農業経営改善計画認定時における乳用牛の飼養頭数

—	頭
()	

3 平成 年 12月31日
 (事業年度終了日(連結事業年度終了日))
 平成 年 月 日
 における乳用牛の飼養頭数

—	頭
()	

4 畜産用の施設の取得又は製作若しくは建設

所 在 地	施 設 の 種 類	構 造	固 定 式 の 搾 乳 機 の 数	取 得 又 は 製 作 若 し く は 建 設 し た 年 月 日

(注1) 3の欄の頭数が()の頭数×120/100)超であること。

(注2) 2、3の乳用牛の頭数は、搾乳を目的として飼養される乳牛の雌で月齢が満16月以上のものであること。

(様式第18号の説明・記載要領)

この証明書は、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受け、当該計画に従って乳用牛(搾乳を目的として飼養される

乳牛の雌で月齢が満16月以上のものをいいます。)の飼養頭数の拡大をし、かつ、当該計画に従って畜産用の施設(放し飼い方式により飼養する乳用牛の搾乳を行うための施設で、固定式の搾乳機を4以上備えたものをいいます。以下「ミルキングパーラー」といいます。)を取得又は製作若しくは建設をした者が、租税特別措置法第13条の3(第46条の3又は第68条の32)に規定する農業用の機械等の割増償却(以下「割増償却」といいます。)の適用を受けるための要件を満たすものである旨を証するものです。

1 証明手続き

(1) この証明を受けるためには、証明願の各欄に必要事項を記載して農業経営改善計画に従って増加させた乳用牛を飼養する畜舎及び当該計画の認定を受ける時において飼養する乳用牛に係る畜舎が所在するすべての市町村の長に提出してください。

(2) 証明願は、税務署提出用及び市町村控え用として2部提出してください。

2 証明願の記載要領

(1) 「農業経営改善計画の認定」の欄

農業経営改善計画の認定年月日を記載(農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項の規定に基づく農業経営改善計画変更の認定を受けた場合には、当該変更の認定年月日を併記)してください。

(2) 「農業経営改善計画認定時における乳用牛の飼養頭数」の欄

農業経営改善計画の認定を受ける時において飼養する乳用牛の数を記載してください。

なお、当該認定を受ける時に飼養する乳用牛に係る畜舎が2以上の市町村の地域に所在する場合は、それぞれ提出先の市町村の長の管轄する地域内に所在する畜舎で飼養していた乳用牛の頭数を記載し、括弧内に当該認定を受ける時に飼養していた乳用牛すべての頭数(他の市町村の地域に所在する畜舎で飼養していた乳用牛の頭数を合わせたもの)を記載して下さい((3)の乳用牛の飼養頭数についても同様に記載して下さい。)

(注) 「乳用牛(搾乳を目的として飼養される乳牛の雌で月齢が満16月以上のもの)」とは、証明対象の日(農業経営改善計画の認定日)の属する月の16月前の応当日の翌日以前に生まれたものをいいます。

(3) 「平成 年12月31日(事業年度終了日(連結事業年度終了日));平成 年 月 日)における乳用牛の飼養頭数」の欄

個人の場合は割増償却の適用を受けようとする年(年を記載)の12月31日において飼養している乳用牛の頭数を、農業生産法人の場合は割増償却の適用を受けようとする事業年度終了の日(連結事業年度終了の日)(年月日を記載)において飼養する乳用牛の頭数を記載してください。

(注) 割増償却の適用を受けるための増頭要件の「月齢が満16月以上のもの」とは、(2)の(注)と同様で、例えば証明対象の日が12月31日の場合は、前年の9月1日以前に生まれた乳牛の雌が対象となります。

(4) 「畜産用の施設の取得又は製作若しくは建設」の各欄

農業経営改善計画に従って取得又は製作若しくは建設をしたミルクパーラーの明細を記載してください。

ア 「所在地」の欄は、取得又は製作若しくは建設をしたミルクパーラーを設置した土地の所在及び地番を記載して下さい。

イ 「施設の種類」の欄は、ミルクパーラーの種類（ヘリンボーン、アプレスト等）を記載して下さい。

ウ 「構造」の欄は、ミルクパーラーの材質（ステンレス等）を記載して下さい。

エ 「固定式の搾乳機の数」の欄は、取得又は製作若しくは建設をしたミルクパーラーに備え付けた固定式の搾乳機の数に記載してください。

オ 「取得又は製作若しくは建設した年月日」の欄は、取得したものについては所有権の移転をした日、製作若しくは建設したものについてはその完成した日を記載してください。

(注) 割増償却の適用を受けるための「取得をした畜産用の施設」には、個人については次の（ア）に掲げるミルクパーラー、農業生産法人については次の（イ）に掲げるミルクパーラーは含まれませんので注意してください。

(ア) 個人

a 相続又は遺贈により取得したミルクパーラー

b 親族、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者と生計を一にするその者の親族から贈与により取得したミルクパーラー

c 使用収益権を取得したミルクパーラー又は使用収益権の設定を受けたミルクパーラー

(イ) 農業生産法人

a 贈与、出資、合併、分割又は適格事後設立により権利を取得した農用地

b 使用収益権を取得したミルクパーラー又は使用収益権の設定を受けたミルクパーラー

3 その他

(1) 割増償却の適用を受けるためには、適用年（適用事業年度又は適用連結事業年度）のうち最初にその適用を受けようとする年分（事業年度又は連結事業年度）の確定申告書等（又は連結確定申告書等）に、この証明書のほか農業経営改善計画認定申請書の写し及び農業経営改善計画認定書の写しを添付することとされていますので留意して下さい。

(2) この証明書に係る農業経営改善計画の認定前に他の農業経営改善計画の認定を受けたことがある場合の割増償却の適用は、この証明書に係る農業経営改善計画に係る規模拡大要件を満たすこととなった最初の日の属する年の1月1日（最初の日を含む事業年度開始の日又は最初の日を含む連結事業年度開始の日）以後に取得又は製作若しくは建設をした農業用機械等に限られますので留意して下さい。

〔削る。〕

（様式第19号）

新たに農業を開始した者である旨の証明願

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名
生年月日 年 月 日（ 歳）
印

別記の事実に基づき、私が租税特別措置法第13条の3第1項第2号の
規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

農業委員会会長

印

(様式第19号別紙)

1 農業経営改善計画の認定

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に係る同条第4項の認定年月日(同法第12条の2第1項の規定による変更の認定年月日)	平成 年 月 日 認定 (平成 年 月 日 変更)
--	------------------------------

2 権利の取得等をした農用地

農地法第3条の許可又は農業経営基盤強化促進法第19条の公告年月日	権利の取得等をした農用地				取得等をした権利の別	権利の取得等をした年月日	譲渡又は設定をした者		権利の取得等をした農用地において農業を開始した年月日
	所在	地番	現況地目	面積			氏名 (名称 代表者)	住所(事務所)	
				m ²					
合計				()					

(様式第19号の説明・記載要領)

この証明書は、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受け、当該計画に従って新たに農業経営を開始した者(個人)が、租税特別措置法第13条の3に規定する農業用機械等の割増償却(以下「割増償却」といいます。)の適用を受けるための要件を満たすものである旨を証

するものです。

1 証明手続き

(1) この証明を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して新たに農業経営を開始するため所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいいます。）の取得をし、又は使用収益権の設定を受けた農用地（以下「権利の取得等をした農用地」といいます。）が所在する地域を管轄するすべての農業委員会に提出して下さい。

(注) 権利の取得等をした農用地の所在する市町村に農業委員会が設置されていない場合には、当該市町村の長に提出して下さい。

(2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控え用として2部提出して下さい。

2 証明願の記載要領

(1) 「農業経営改善計画の認定」の欄

農業経営改善計画の認定年月日を記載（農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項の規定に基づく農業経営改善計画変更の認定を受けた場合には、当該変更の認定年月日を併記）して下さい。

(2) 「権利の取得等をした農用地」の各欄

農業経営改善計画に従って権利の取得等をした農用地の明細を農地法第3条第1項の許可書又は農用地利用集積計画の各筆明細書により記載して下さい（農用地利用集積計画は市町村において閲覧することができます。）

なお、権利の取得等をした農用地が2以上の農業委員会の管轄する地域に所在する場合は、それぞれ提出先の農業委員会の管轄する地域内に所在するものについて記載し、合計欄の括弧内に権利の取得等をした農用地のすべての面積（他の農業委員会の管轄する地域内に所在する取得等をした農用地の面積を合わせたもの）を記載して下さい。

ア 「権利の取得等をした年月日」の欄は、農地法第3条第1項の許可に係る農用地については許可申請書に記載した権利を設定し又は移転しようとする年月日と許可年月日のいずれか遅い年月日を、農用地利用集積計画の公告に係る農用地については農用地利用集積計画に記載された年月日（所有権の場合は移転の時期、使用貸借による権利及び賃借権の場合は始期）を記載して下さい。

イ 「権利の取得等をした農用地において農業を開始した年月日」欄は、権利の取得等をした農用地において耕作又は養畜の事業を開始した年月日を記載して下さい。

(注) 割増償却の適用を受けるための「権利の取得等をした農用地」には、次に掲げる農用地は含まれませんので留意して下さい。

(ア) 相続又は遺贈により権利を取得した農用地

(イ) 次に掲げる者から贈与により権利を取得した農用地並びに次に掲げる者から使用収益権の設定を受けた農用地及び使用収益権が設定されている農用地の次に掲げる者からの転賃を受けた農用地

a 親族

b 事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者と生計を一にするその者の親族

(ウ) 農作業の受託をした農用地

3 その他

(1) 割増償却の適用を受けるためには、適用年のうち最初にその適用を受けようとする年分の確定申告書等に、この証明書のほかに農業経営改善計画認定申請書の写し及び農業経営改善計画認定書の写しを添付することとされていますので留意して下さい。

(2) この証明書に係る農業経営改善計画の認定前に他の農業経営改善計画の認定を受けたことがある場合の割増償却の適用は、この証明書に係る農業経営改善計画の認定日以後に取得又は製作若しくは建設をした農業用機械等に限られますので留意して下さい。

附 則（平成21年12月11日付け21経営第4527号）

この通知は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日（平成21年12月15日）から施行する。